

第 2 常陸野公園活用事業に係る公有財産賃貸借契約書の解除について

第 2 常陸野公園活用事業については、令和 6 年 1 1 月 2 0 日に、エバラ食品工業株式会社様と公有財産賃貸借契約書を締結いたしましたが、同社から契約解除の申し入れがありましたのでご報告申し上げます。

なお、本件については、同日付けでマスコミ等にもリリースしましたことと併せまして、後日、改めて市議会全員協議会等において、ご説明させていただくことを申し添えます。

記

1. 契約解除合意締結日 令和 7 年 3 月 3 1 日
2. 解除理由

公有財産賃貸借契約締結後、開発許可申請の事前手続き中に、同公園内の一部において、埋蔵文化財包蔵地の指定エリアであることが判明した。

事業者側からの「新規事業としての投資リスクが高くなった」等の理由から、事業者及び市と協議を重ねた結果、公有財産賃貸借契約の解除合意に至った。

3. 今後の公有財産利活用について

引き続き、同施設の有効活用を図るため、第 2 優先交渉権者と協議を進め、民間活力の導入を推進してまいります。

参考【経過】

令和 6 年 1 1 月 2 0 日	公有財産賃貸借契約締結
令和 7 年 1 月 下旬	開発許可申請の事前手続き中に、同公園内の一部において、埋蔵文化財包蔵地の指定エリアであることが判明
1 月 下旬から 3 月 月上旬	エバラ食品工業(株)と複数回の協議（電話及びメール対応）
3 月 1 4 日	エバラ食品工業(株)取締役会において契約解除が決定
3 月 2 8 日	市文化財担当から県文化財担当へ包蔵地指定エリア解除の通知→受理→包蔵地指定エリア解除
3 月 3 1 日	契約解除合意書を取り交わした
4 月 1 日	契約解除について、議会・プレスへ報告

第2常陸野公園

